

## 告示

### 埼玉県告示第六百九十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 知事指定薬物

イ ニー（エチルアミノ）ーニー（三ーメチルフェニル）シクロヘキサンーーオン（通称名DMXE、Deoxymethoxetine）及びその塩類

ロ N・Nージエチルーニーハ「五ーニトローニー（四ープロポキシフェニル）メチル」ーーHーベンゾ「d」イミダゾールーーイル」エタナミン（通称名Protonitazene）及びその塩類

ハ ー（シクロブチルメチル）ーNー（二ーフェニルプロパンーーイル）ー一Hーインドールー三ーカルボキサミド（通称名CUMYL-CBMICA）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

令和四年六月二十九日